



学校だより 第4号

本校の教育目標

- 1 進んで学び、協力しあう生徒の育成
- 2 規律を守り責任を果たす生徒の育成
- 3 健康で、思いやりのある生徒の育成

<ふれあい月間（6月）>

東京都教育委員会では「ふれあい月間」として、毎年6月・11月・2月の年3回を設定しています。「ふれあい月間」は、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動を未然に防止し、子どもたちの健全育成を目指すために定められたいじめ防止月間になっています。

「いじめ」の問題に関して江戸川区教育委員会は基本方針として、

- (1) いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る
- (2) 組織的な対応・支援
- (3) 小さき声も聞き逃さない
- (4) 守り抜く姿勢
- (5) いじめについて主体的に考え、行動できる児童・生徒の育成
- (6) 地域総がかりでいじめと向き合う

と定めています。

こうしたことを踏まえて、6月8日の朝礼で、「いじめとは、ならぬことはならぬものである」という話をしました。一部省略しますが、以下に話した内容を載せます。

「ならぬことはならぬもの」

さて、皆さんは、「什の掟」を知っていますか？江戸時代、福島県の会津藩では、町ごとに十人前後でグループを作り、そのグループを「什」と呼びました。そして、藩校である日新館には、会津武士の心構えとして七つの規律があり、それが「什の掟」です。その「什の掟」の結びにある言葉が「ならぬことはならぬものです」という言葉です。理屈や言い訳を許さない、「ダメなことはダメ」という厳格な教えと言えるでしょう。

什の掟

- 年長者の言うことに背いてはなりません
- 年長者にはお辞儀をしなければなりません
- 虚言を言うことはなりません
- 卑怯な振る舞いをしてはなりません
- 弱いものをいじめてはなりません
- 戸外で物を食べてはなりません
- 戸外で婦人と言葉を交えてはなりません

ならぬことはならぬものです

学校とは本来、皆さんが「安心して登校でき、満足して下校できる場」でなければなりません。そして、友達と笑い合い、安心して失敗もできる場所である必要があります。いじめは、その安心を一瞬にして奪い去り、誰かの心と体を傷つける、卑劣な行為と言えます。

よく、「ちょっとしたからかいのつもりだった」とか、「相手が先に嫌なことをしてきた」とか、「空気を読んでなんとなく一緒になって笑ってしまった、または、見て見ぬふりをしてしまった」という話を聞きます。しかし、どんな理由があろうとも、誰かを孤立させ、傷つけていい理由には絶対になりません。「いじめは、ならぬことはならぬもの」なのです。

(次のページに続きます)

もし、自分の心の中に、「これくらいならいいか」という甘い考えが浮かんだら、「いじめは、ならぬことはならぬもの」という言葉を思い出してください。

もし、周りで嫌な思いをしている仲間がいたら、「それは違う」と言える勇氣、信頼できる先生や周囲の大人に伝える行動力をもってください。

誰もが「ここにいていいんだ」と安心して胸を張れる、「清く・正しく・明るく」を実践できる学校に、ここにいる全員の手で作っていきましょう。



朝礼の話の中にもありますが、どんな理由があっても、誰かを孤立させ、傷つけていい理由にはなりません。「いじめとは、ならぬことはならぬもの」です。

誰もが「ここにいていい」と安心して胸が張れる、「清く・正しく・明るく」を実践できる学校に、小岩第二中学校にいる全員の手でしていきましょう。

< 7月の主な予定 >

- 1日 三者面談 始
- 10日 三者面談 終
- 11日 数学検定
- 17日 セーフティ教室 終業式
- 21日 夏季休業日 始



※ 学校だより第3号におきまして、氏名の表記に誤りがございました。訂正したものを改めて配信させていただきましたが、対象となる生徒並びにご家族の皆様にお詫び申し上げます。